認定支援機関様

経営改善計画成立後の計画修正時の対応

静岡県経営改善支援センター

計画策定支援後、モニタリング期間中に、実績が改善計画から乖離（下振れ）した場合、認定支援機関は、申請者の事業の経営改善が行われるよう支援してください。

実績が経営改善計画と乖離（下振れ）した結果、モニタリングの範囲内において経営改善計画の修正を行う場合には、関係金融機関に協議の上行うとともに、経営改善支援センター宛に修正計画に変更した旨の通知をしてください。

なお、修正計画については、関係金融機関の同意書の徴求は不要です。

「経営改善計画の修正に関する報告」記入例を添付します。

モニタリング支払申請または、モニタリング実施報告時に、「経営改善計画の修正に関する報告」と修正計画をセンター宛提出ください。

その際、提出する「モニタリング報告【別紙３－１】」には、計画を修正した旨を記入し、修正後の計画数値に変更してください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　以上

　　　　　　　　　　　　　 （静岡県経営改善支援センターＲ１.１０.１）

記入例　　　　　経営改善計画の修正に関する報告

静岡県経営改善支援センター

○○銀行　　　　　　様

〇○信用金庫　　　　様　　　　　　計画成立日は複数同意書の

静岡県信用保証協会　様　　　　　　の最後の日付です

令和〇年〇月に成立した株式会社〇○○の経営改善計画を、下記の通り修正しましたのでご報告します。

変更内容

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

（修正理由・主な変更内容を記入。修正後の計画書を添付してください。）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　利用申請時の印

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　１年１０月1日

　　　　　　　　　　　　　　　事業者　　　　　　株式会社〇○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役〇○○

　　　　　　　　　　　　　代表認定支援機関　　　〇○○コンサルタント

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表〇○

（静岡県経営改善支援センター Ｒ1.10.01）